

第2セッション 国際協力機関他等から見た大学との連携強化のあり方

討論

(横原) お時間もなくなってきましたので、総合討論に移らせていただきたいと思います。4名の方から、それぞれの国際協力機関、あるいは文部科学省から見た大学との連携強化のあり方についてご報告していただいたわけですが、これらすべてのご報告に対して、総合的に、あるいは個別の報告に対してでも構いませんが、ご質問、コメントなどがありましたら、よろしく願います。

(鮎京) 名古屋大学の法政国際教育協力研究センター長の鮎京と申します。すでに資料として私どものパンフレットを配らせていただきました。今日のお話をお伺いして少しだけ、ご質問も含めて感想を申し上げたいと思います。私ども法政国際教育協力研究センターは、いわゆる法の分野での国際協力、法整備支援と呼んでいますが、そうした援助といえますか、そういうものに大学としてかかわっています。法の分野の援助と申しますと、通常は立法、法律を作ったり、変えたりする、そういった立法支援、それから裁判官であるとか、検察官、弁護士といういわゆる法曹養成に対する支援、そして法学教育支援という三つの分野があると思います。昨日、今日と話し合われた、大学が国際協力にどうかかわるかということについて申し上げますと、私は法学教育、法学人材養成支援こそ大学が固有に行うことのできるプロジェクトだと思っています。

そこで今資料を配っていただいているのですが、私ども名古屋大学大学院法学研究科は留学生全体として129名を受け入れているのですが、参考資料1の表で見いただきますと、ウズベキスタンが17名、カンボジア16名、ベトナムが15名、モンゴルが11名、ラオスが8名、そしてミャンマーが5名というように、72名の学生を受け入れております。この72名という、いわゆる私どもの立場からしますと、法整備支援対象国からこうした学生を受け入れるということが言えるわけです。

それと同時に、パンフレットの中に入れておきましたが、この数年間、中央アジアのウズベキスタン、モンゴル、そして今年はベトナムという形で、日本語によって日本法を教育研究する機関、すなわち名古屋大学の日本法教育研究センターというのを設立してきました。

こういう形で私たちはやっておりますし、またJICAとの協力ということでは、今申し上げました研修生という身分での留学生の受け入れ、あるいは長期・短期の専門家の派遣、プロジェクトの受託、特に具体的に申し上げますと、例えば今年でいいますと、ウズベキスタン、あるいはイラン、東ティモールの法整備支援関連の人たちの研修であるとか、あるいは今年からJICAの法整備支援プロジェクトとして、ウズベキスタンの法整備支援を2年契約で受託しているという経験があります。

時間が限られていますので、そこで、問題を二つだけ提起させていただきます。

一つはやや小さい問題です。現在、JICAあるいはJICE、JDSの留学生ということで来ている長期研修員は英語による教育が原則となっていますが、日本で生活する以上、最低限の日本語教育は必要となるわけです。しかしながら、現在の長期研修員の制度では、日本語教育を行うための予算措置がなく、文部科学省の留学生等のために行っている日本語教育にもくらせる形で対応しているのが実状です。今後、より多くのこうした長期研修員という身分での留学生を受け取るため

には、日本語教育のための予算措置が不可欠であると考えられるわけですし、こういった点をぜひJICAの方でいま一度考えていただきたいという希望があります。

もう一つ、大きい問題について申し上げます。本日の文科省の梅澤室長のお話とか、あるいは五十嵐先生、またJICAの村上様からお話になったことと非常に関連するのですが、要するに「大学の知」を活用した国際協力を行うということで、今の村上様のお話にもあったように、かつては個々の教員なり研究者がこうした問題に参入、協力していましたが、それに対して、大学が組織として、こういう分野にかかわるといって、固有の問題が既に出てきているし、今後よく考えなければいけないと私は思っています。

それはどういう問題かというと、例えば法律分野の、今の法整備支援ということについて申し上げますと、これはほかの学問分野もそうですが、法律という非常に専門的な、ある意味では職人の世界の話になってくるわけです。そうすると職人は昔から頑固であるし、自分で取り仕切らないと気が済まないという性癖があるわけです。そういう点で、これが実施された場合に、例えばJICA、あるいはJICAの在外事務所、こういうところとの間で、どういう新しいパートナー関係を作っていくのか、ということが課題となってきます。

今日の話で私はぜひお伺いしたいと思っていましたのは、大学も変わらなければいけないけれども、JICAであるとか国際援助機関そのものが大学の参入によってどう変わっていくのか。あるいは受託などの場合に、権限や責任関係ということが先ほど議論に出ましたけれども、それをどうように変えていくのかというあたりについて、ぜひお話がお伺いできればと思います。ありがとうございました。

(横原) 鮎京先生、大変ありがとうございました。留学生に対する日本語教育の必要性について、それから、「大学の知」を活用した国際協力においては、個人から組織に主体が変わってきているということに合わせ、大学だけでなく国際協力機関も変わらないといけないというお話しでした。このことについて文部科学省、あるいは国際協力機関、JICA、JBICの方から何かコメントがありましたらお願いします。

(村上) 2点ありました。1点目、JICAの長期留学生の場合の、日本語教育の重要性についてですが、基本的に長期であろうが、短期であろうが、相手の政府から要請をもらうとき、外国語、英語ができるということが条件になっています。従いまして、今の予算の体系では極めて困難と言わざるを得ません。ただ、日本文化をある程度知っていただいて、その文化からこういう技術が生まれたのだと。あるいはそういうふう知日派になっていただくことの重要性、そういうことも含めてオリエンテーションの中で日本語を、わずか1週間ですが、簡単な日常会話をやるカリキュラムは設けています。ただ、そこまでなのです。昔は日本語のコースというのがあったのです。3カ月だったでしょうか、日本語Aコースとか、日本語Bコースとかありまして、日本語だけを勉強してもらうコースというのがあったのです。

ただで現時点では、いわゆる集団コースにしても、あるいは個別の研修員の受け入れにしても、そのために1カ月、あるいは2カ月を設けるカリキュラムの作成は極めて困難だというふうな、今の時点では回答せざるを得ないというふうに思います。

それから2点目のパートナー関係を作ったときの、お互いの権限とか責任、役割分担がどうなるのかというのは、多分今の時点ではさまざまな形によって決めていく段階なのだと思うのです。最初から、まだそういう実績がない時点で決めても、恐らくいろいろなパターンが出てくると思

うのです。だから、ある程度実績が5年なり何年なり、その傾向が見えた時点で、恐らく責任のありようの問題とか、権限のありようの問題が決まってくると思います。決まるに当たって、プロジェクト方針、技術協力、いわゆるJICAのパターンと同じような形での連携の形もあれば、いわゆる研修員の受け入れの事業の形であるとか、その形によっても、恐らく役割分担、権限のありようも変わってくると思うのです。ですから、ここは先に枠を決めるのではなくて、一つ一つの事業連携をやっていく中で、今から時間をかけて話し合うべきだと私は思います。以上です。

(大金) よろしいですか。JBICの方からですが、どうもとても率直なコメントを。最後のところですが、やはりJBICもJICAとともに、今、新JICAのあり方、特に大学連携のあり方について、後で説明しようと思いましたが、大学連携サブタスクということでタスクチームを作って、JICAと協議を始めているところです。このタスクを9月から立ち上げました。やはり根本は途上国のニーズが何にあって、それに対して新JICAとしてどう対応できるか、そのときに大学との付き合いをどうするか。やはり途上国のニーズのところから発信、始めないと、本当の国際協力の貢献にはならないと思います。

というところで、今こういった事業メニューができるか。もっと多様化できないかとか、あるいは円借款の使用や利用を有機的に組み合わせた大学との連携の方策はないか。それから、おっしゃっていた知的投入者として、大学の皆さんとの責任の所在のあり方、著作権のあり方、あるいは委託契約の仕方について、大学側の方も新JICAの方も、今までいろいろな制約がありましたので、そこをどうやっていくか、それを協議しているところですし、まさしくこの名古屋大学に作っていただいた今回のこの機会も、それを考えるためのいろいろな材料を提供していただいて、非常にありがたいと思います。今回のいろいろな問題提起をぜひ連携サブタスクの方にも吸い上げて持ち帰りたいと思っています。

やはり大学側と、援助機関の方も、より高い途上国側への貢献を目指して、長期のビジョンで一体どういった連携のあり方があるかというのを、やはりもっと進化した形で考えていきたいと思っています。

(楨原) もし文部科学省の方からも何かありましたら、よろしくお願いします。

(梅澤) 2番目のご指摘については、個人的な所見にすぎないような形になるかと思いますが、申し上げたいと思います。大学の先生方においては、それぞれの専門性の中で、いわば職人のようなものであるというご指摘で、まさにそういう部分があるかと思っています。逆にそこが、何と言いますか、共同プロジェクトを進める上で、ある意味、どういうところで職人氣質というか、そういうふうに発揮していただくかというのは、やはり実際に支援、援助を受ける国の立場に立って、そういうところを発揮していただくというのが、ある意味で一番理想的なものではないかと思われるます。

相対的な問題にすぎないと思いますが、やはり現地ニーズにいかに対応するかということについて、援助機関の方でも腐心される場所があるかと思いますが、もし大学の先生の方で、より援助機関以上にいろいろなお付き合いをなされている分野、国であれば、より幅広い知見なりをお持ちであるということも考えられますので、そういった中で、そういった援助機関と共同するところで発揮していただくというのが一つ考えられるかと思っています。そういったことであればぜひ、本来のニーズというのはどういうものなのかというものを、より職人氣質を発揮していた

だくというのが、より良い援助を進める上で重要なのかと思われま

す。そういったところではなくて、もう少し事務的なところについて言えば、やはりお互いに歩み寄りというものが不可欠かと思ひますし、援助機関の方においても、これも相対的な問題ではありますが、大学と共同で行うものと、それからコンサルタントと行うものというので、やはりそれぞれ特性、求められるものが違ふかと思ひますので、そういったものに応じた対応というものを期待しているというところがあります。

また、大学に特有のいろいろなメンタリティー、特性というものがどういふものであるかというものをお伝えする役目は、むしろ私どもが負うべきことではないかと思ひますので、それがいつまで必要かどうかという点もあると思ひますが、もし依然としてそういう問題、要素があるということであれば、私どもがそこで仲立ちをする意味合いもあるのかなというふうに考えております。

(檳原) 大変ありがとうございました。実はお時間が少し超過しておりますので、ご質問についてはここで打ち切らせていただきまして、後のパネルディスカッションの場でまた協議していただきたいと思ひます。